

## 【自転車の通行方法等に関する主なルール】

### ◆車道通行の原則

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通行するのが原則になります。

ただし、自転車道が設けられている道路では、その自転車道を通行しなければなりません。

著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができますが、その場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければなりません。

路側帯を通行するときは、道路の左側部分に設けられた路側帯を、自動車や原付と同じ方向に左側通行しなければなりません。

白色の実線2本で区切られた路側帯は、「歩行者用」であり、軽車両は通行できません。

また軽車両は、道路(車道)の左側端に寄って通行しなければならず、車両通行帯のある道路では、一番左側の車両通行帯を通行しなければなりません。

※ 平成25年12月1日施行の道路交通法一部改正により、道路右側に設けられた路側帯の通行は禁止されました。

【該当規定】道路交通法第17条第1項及び第4項、第18条第1項／第17条の2

【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金／2万円以下の罰金又は科料

### ◆歩道における通行方法

自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止しなければなりません。

【該当規定】道路交通法第63条の4第2項

【罰則】2万円以下の罰金又は科料

### ◆交差点での通行

信号機のある交差点では、信号機の信号に従わなければなりません。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機のある場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。

【該当規定】道路交通法第7条

【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す標識等がある場合は、一時停止しなければなりません。また、狭い道から広い道に出るときは、徐行しなければなりません。

【該当規定】道路交通法第43条、第36条第3項

【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

### ◆横断

道路や交差点又はその付近に自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しなければなりません。

【該当規定】道路交通法第63条の6、第63条の7第1項、第63条の8、第121条第1項第4号

【罰則】(警察官等の指示に従わずに自転車横断帯によって横断しなかった場合)2万円以下の罰金又は科料

### ◆自転車道の通行

自転車道が設けられている道路では、やむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。

【該当規定】道路交通法第63条の3

【罰則】2万円以下の罰金又は科料

### ◆安全運転の義務

道路及び交通等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような、速度と方法で運転しなければなりません。

【該当規定】道路交通法第70条

【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

#### ◆夜間、前照灯及び尾灯の点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつけなければなりません。

【該当規定】道路交通法第52条第1項、第63条の9第2項  
道路交通法施行令第18条第1項第5号

【罰則】5万円以下の罰金

#### ◆酒気帯び運転の禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはなりません。

【該当規定】道路交通法第65条第1項/第117条の2第1号, 第117条の2の2第3号

【罰則】5年以下の懲役又は100万円以下の罰金(酒酔い運転)

#### ◆二人乗りの禁止

自転車の二人乗りは、各都道府県公安委員会規則に基づき、16歳以上の者が6歳未満の子供を乗せるなどの場合を除き、原則として禁止されております。

【該当規定】道路交通法第55条第1項/第57条第2項

【罰則】5万円以下の罰金/2万円以下の罰金又は科料

#### ◆並進の禁止

「並進可」の標識があるところ以外では、並んで走ってはなりません。

【該当規定】道路交通法第19条

【罰則】2万円以下の罰金又は科料